

刈谷市地域公共交通計画変更の趣旨について

〈計画変更の経緯、趣旨〉

令和 8 年 2 月からの「かりまる路線再編及び有料化」に伴い、本市においても公共交通確保維持改善事業（国庫補助金）による支援を活用し、公共交通の維持・確保を図っていきます。

令和 5 年 3 月に策定された刈谷市地域公共交通計画は、令和 6 年度～令和 15 年度を計画期間としていますが、当該補助金の活用及び刈谷市地域公共交通利便増進実施計画の策定にあたって、本計画の記載内容の一部を令和 7 年 6 月より変更いたします。

〈補助金活用にあたり地域公共交通計画に記載が必要な事項〉

項目	改定版 該当ページ
地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置づけ・役割	72～73 ページ
地域の公共交通における位置づけ等を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	77 ページ
補助系統に係る事業及び実施主体の概要	77 ページ
地域公共交通計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法	84 ページ

・地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（詳細編）より抜粋

・刈谷市地域公共交通計画

(https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/road_park/kotsu/1017519.html)

〈刈谷市地域公共交通利便増進実施計画の策定により変更した箇所〉

項目	改定版 該当ページ
利便増進事業に該当する実施施策を表記	74～82 ページ
表「地域公共交通確保維持事業を活用する路線の概要」に、「※3」として利便増進実施計画に関する補足事項を追記	77 ページ

〈備考〉

※以降は、当初の刈谷市地域公共交通計画から変更する部分のみを掲載するものとし、章や節は当初計画のまま記載することとします。